

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値 ^{※5})
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.33	3 以下
2	トリクロロエチレン		(0.029)*	130 //
3	テトラクロロエチレン		(0.041)*	200 //
4	ジクロロメタン		1.0	150 //
5	アクリロニトリル		不検出	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		不検出	(10 //
7	クロロホルム		0.084	(18 //
8	1,2-ジクロロエタン		0.17	(1.6 //
9	1,3-ブタジエン		(0.024)*	(2.5 //
10	アセトアルデヒド		1.5	(120 //
11	塩化メチル		1.6	(94 //
12	酸化エチレン		0.036	—
13	トルエン		3.4	—
14	ホルムアルデヒド		2.6	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.4	(40 以下)
16	ニッケル化合物		(0.8)*	(25 //
17	ヒ素及びその化合物		0.41	(6 //
18	マンガン及びその化合物		15	(140 //
19	ベリリウム及びその化合物		不検出	—
20	ベンゾ [a] ピレン		0.022	—
21	六価クロム化合物		(0.049)*	—

* () 内の数値は検出下限値以上、定量下限値未満

※1 「日平均値」

: 1日 (1時~24時) に測定された24時間分の1時間値の平均値

※2 「1時間値」

: 1時間間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

なお一般公衆が通常生活していない場所であることから本調査については環境基準の評価はしていないが、参考として環境基準を掲載している

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値